



提案と解決。相続コーディネーター

夢相続

相続コーディネーター実務士が教える

遺言書の書き方の 基礎知識





目次

P. 2	はじめに
P. 3	意思を伝えるための 4 原則
P. 4	遺言作りの順序
P. 5 ～ 6	遺言書の書き方 自筆証書遺言の場合
P. 7 ～ 9	遺言書の書き方 公正証書遺言の場合
P. 1 0	公正証書作成に必要な書類
P. 1 1	家族へのありがとうを伝える「付言事項」
P. 1 2 ～ 1 3	付言事項の作成例
P. 1 4	遺言を作るために知っておきたいポイント
P. 1 5	会社概要

はじめに

相続を円満に乗り切るには、家族で争わないことが大前提です。

相続人の立場で大切なのは、「相続のしこりを残さない」ために「情報をオープンに」することです。これまでにたくさんの相続問題をみてきましたが、一部の相続人が「ほかの相続人に財産内容を教えない」ことで、もめることが多いのです。最初からオープンにして話し合えば譲歩できるものも、隠されることで疑心暗鬼になりゆずれなくなってしまうます。家族同士の争いは一生悔いが残りますので、できるだけしこりを残さない解決をめざしてほしいものです。

被相続人には、相続の用意をする権利があります。円満に相続手続きができる家庭では、生前から財産について話し合いをしたり、配慮のある遺言が残されていたりして、被相続人の意思が見えるため、争う余地がありません。

遺言は、こっそり作って隠しておくとかえって争いのもとになります。遺言を作る方におすすめしているのは、「『遺言を作ること』と『遺言の内容』を相続人に知らせておくこと」です。それができないときは付言事項を活かして真意を書いてもらうようにします。被相続人の意思が最良の説得材料となりますので、財産や家族を守るために遺言書を残すのだという気持ちで、遺言書の内容を考えてみましょう。

本資料では、もめない相続を実現するための遺言書の書き方をまとめました。



意思を伝えるための4原則

最初に、遺言で意思を明確に伝え、円満な相続を実現するための4原則を確認しましょう。

原則1 こっそり作らない

遺言の存在は、相続人全員に知らせておきましょう。

遺言があるのかどうか分からないと、混乱を招いてしまいます。

原則2 遺産分割は公平にするのが無難

遺留分に配慮し、可能な限り公平に分割するのがよいでしょう。

原則3 公平な遺産分割にならないときは理由を明記する

“付言事項”を活用し、そのような分割を希望する理由や意思を書いておきましょう。

付言事項については、後に述べます。

原則4 財産のことだけでなく、感謝や気持ちを伝える

付言事項に意思を残すことは、最良の説得材料で、価値があるものです。





遺言書作りの順序

実際に遺言を書くための順序をみてみましょう。

1. 相続人の確認
家系図を書いてみて、自分の相続人が誰なのか確認しましょう。
2. 財産の確認と整理
①不動産、②動産、③負債を確認し、評価もしておきましょう。
3. 内容を決める
遺産分割の内容や付言事項などを原稿に書いてみます。
4. 遺言書作り
遺言書の種類を決めて遺言書を作成します。
書き方は、次ページ以降でご紹介しています。

遺言書を下書きした段階で専門家のチェックを受けておけば、より安心です。





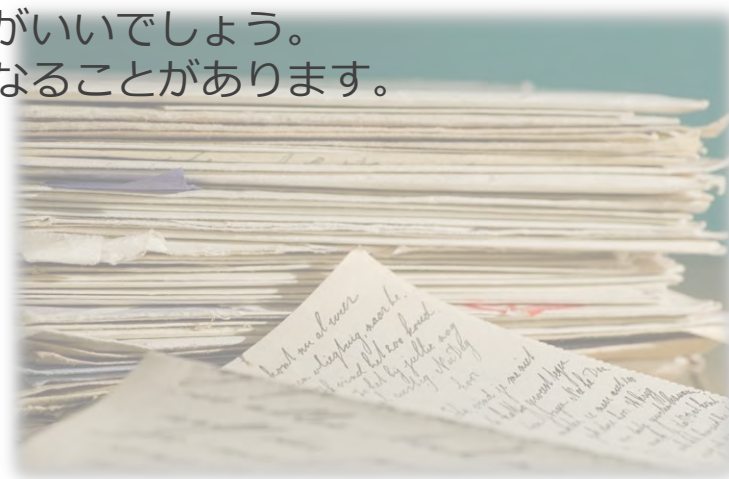
遺言書の書き方 自筆証書遺言の場合

自筆証書遺言の場合、「全文を自分で書くこと」など、法的に必要な要件が定められています。漏れがないようにしなければなりません。

自筆証書遺言の3つの必須要件

- 1 全文を自分で書く（ワープロ・録音テープは不可）
- 2 作成年月日と氏名をきちんと全部書く（本人と特定されれば通称でもよい）
- 3 押印する（認印でもよい）

もし書き間違えてしまった場合は、すべて書き直したほうがいいでしょう。
法で定められた訂正の方法を取らなければ、遺言が無効になることがあります。





遺言書の書き方

自筆証書遺言の場合

【遺言書】

- ・全文自分で書く
- ・作成した年月日を記す
- ・氏名（ペンネーム、芸名でも可）
- ・印を押す
- ・2枚以上になるときは、綴じ目に契印をする
- ・遺言書が完成したら、封筒に入れて保管する（封に入れなくても、法的には問題ない）

【封筒】

- ・遺言書ということがわかれば、表書きがなくてもよい
- ・偽造、変造防止のため、封印する
- ・偽造防止のために、遺言書の署名横の押印と同じ印鑑を使用する
- ・偽造防止のため数字は「壺」「弍」「参」
- ・遺言書が複数出てくることもあるので日付はあったほうがよい
- ・遺言執行者の名前も明記しておくとも相続がスムーズに行われる
- ・「開封を禁ずる この遺言書は、遺言者の死後、開封せず家庭裁判所へ提出すること」などの一文があったほうが親切





遺言書の書き方 公正証書遺言の場合

公正証書遺言の作成には、自分で直接公証役場に出向き相談、委託をする場合と、専門家（弁護士、司法書士）や相続コーディネーターに相談する場合があります。専門家に相談する場合は相談料がかかりますが、煩雑な手続きをまかせることができたり、よりよい遺言書の書き方のアドバイスを受けることができます。

ここでは専門家に相談した場合の手順を記します。

1 相談

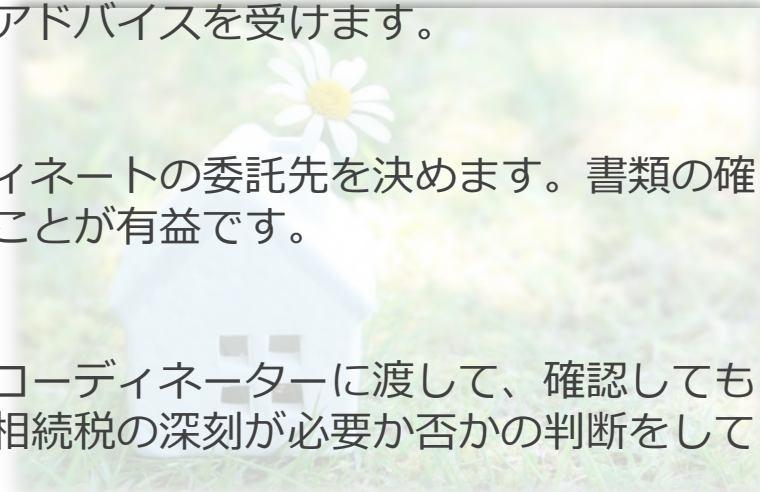
専門家（弁護士、司法書士）や相続コーディネーターに相談し、「相続人の状況」や「財産の内容」「遺言作成の目的」を説明し、課題点の整理やアドバイスを受けます。

2 委託先を決める意思決定

公正証書遺言を作成するための証人業務や遺言コーディネートに委託先を決めます。書類の確認や分割の内容などを整理するには専門家に相談することが有益です。

3 書類と財産内容の確認

必要書類を用意し、証人や書類がそろったら専門家やコーディネーターに渡して、確認してもらうようにします。併せて、財産の確認と評価をし、相続税の深刻が必要か否かの判断をしてもらいます。





遺言書の書き方 公正証書遺言の場合

4 原稿の下書き

公正証書遺言の内容を決めて、下書きをします。下書きすることが難しい場合は、専門家や相続コーディネーターに口頭記述をしてもらってもかまいません。遺産分割の内容について、問題になることがないか、アドバイスを受けるようにします。

5 公証人の書類確認、原稿作成

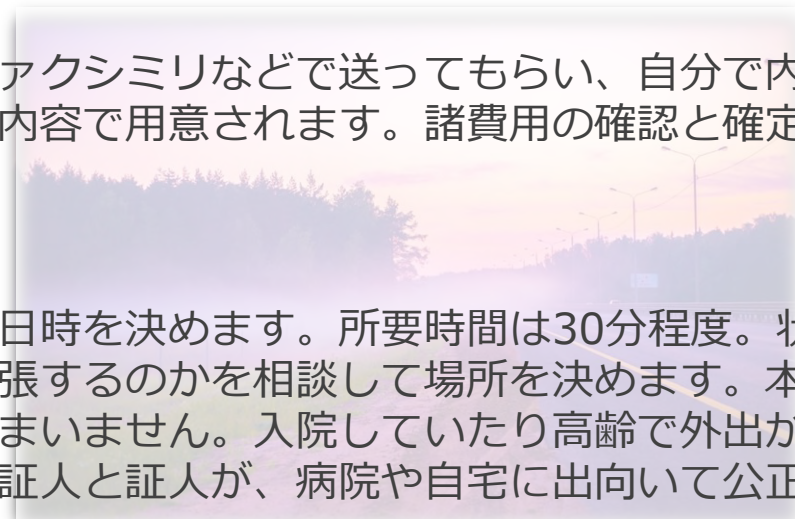
専門家や相続コーディネーターが遺言の原稿をもとに公証役場の公証人と打ち合わせをします。公証人は、原稿や書類を確認しながら、公正証書遺言の原稿を作成します。

6 原稿確認と費用確定

公証人が作成した公正証書遺言の原稿を郵送またはファクシミリなどで送ってもらい、自分で内容を確認します。内容の訂正や変更がなければ、その内容で用意されます。諸費用の確認と確定をします。

7 作成日時、場所の確定

公証人や証人と都合を合わせて、公正証書遺言の作成日時を決めます。所要時間は30分程度。状況によって公証役場に出向くのか、公証人と証人が出張するのかを相談して場所を決めます。本人が出向ける場合は、どこの公証役場で作成してもかまいません。入院していたり高齢で外出が難しかったりして公証役場まで出向けない場合は、公証人と証人が、病院や自宅に出向いて公正証書遺言を作成することもできます。





遺言書の書き方 公正証書遺言の場合

8 遺言書完成

作成当日は、遺言者が公証人の面前で遺言の内容を口授し、その後、公証人が作成した公正証書遺言の内容を読み上げ、最終的に本人の意思確認をします。そのあと、本人が公正証書遺言書に署名をし、実印を押します。証人2名もその場に立ち合い、同様に署名、押印します。

公正証書遺言書は、原本、正本、謄本の3通が作成されます。原本は公証役場にて原則20年間保管されます。正本は、本人か遺言執行者が保管します。謄本は写しとなるもので、証人が保管します。

9 費用の支払い

公正証書遺言の作成費用は遺言作成の終了時、現金で支払います。公証役場に支払う費用と証人に支払う費用の両方が必要です。





公正証書作成に必要な書類

公正証書作成に必要な書類と、遺言作成日に必要なものは以下のとおりです。

【公正証書作成に必要な書類一覧】

- ・遺言者の印鑑登録証明書（作成日まで発行日が3カ月以内のもの）
- ・戸籍謄本（遺言者と相続人の続柄がわかるもの）
- ・相続人意外の第三者に遺贈する場合は、その人の住民票
- ・固定資産評価証明書あるいは固定資産税納付書の写し
- ・不動産の登記簿謄本
- ・預金、株式、有価証券等動産の残高の概算メモ
- ・遺言書内容の原稿（まとまっていない場合は口述します）

【遺言作成日に必要なもの】

- ・遺言者本人の実印
- ・遺言作成費用（現金を用意する）





家族へのありがとうを伝える「付言事項」

相続の相談を受けていてつねづね思うことは、財産を分けるだけが相続ではないということです。数多くの方にお会いしてきましたが、「誰にも人生のドラマがあり、価値がある」ということを実感しています。人それぞれの個性そのもの、生きざま、人生だということでしょう。

家族でもめてしまった数多くの事例から、教訓としていかすことは何かと考えたとき、「自分の意思を残しておいてもらうことが最良の説得利用材料になる」と気づきました。自分の意思を残さないまま亡くなった場合と、配慮のある意思を残して亡くなった場合とでは、歴然として違いがあるからです。

遺言書として法的に認められる場合には付言事項は必要ありませんが、遺言者の思いをぜひとも遺言に付け加えていただきたいと思うのです。

遺言書は最後のメッセージとして相続人へ届きます。遺言の本来の目的である遺産分割なども大事ですが、「なぜ、この遺言書を作ったのか」「遺産分割の意味はどういうことか」という感情面も書いてあれば、その遺言内容を受け入れるための大きな説得材料になります。

さらには、「家族へのありがとう」や「こういうことを願っている」などが書いてあると、争いのもとになる気持ちにブレーキをかけてくれるはずです。

付言事項の書き方に決まりはありません。気持ちを自分の言葉で表現すればいいのです。次ページ以降、例を紹介します。参考にして、自分だけの付言事項を書いてみてください。



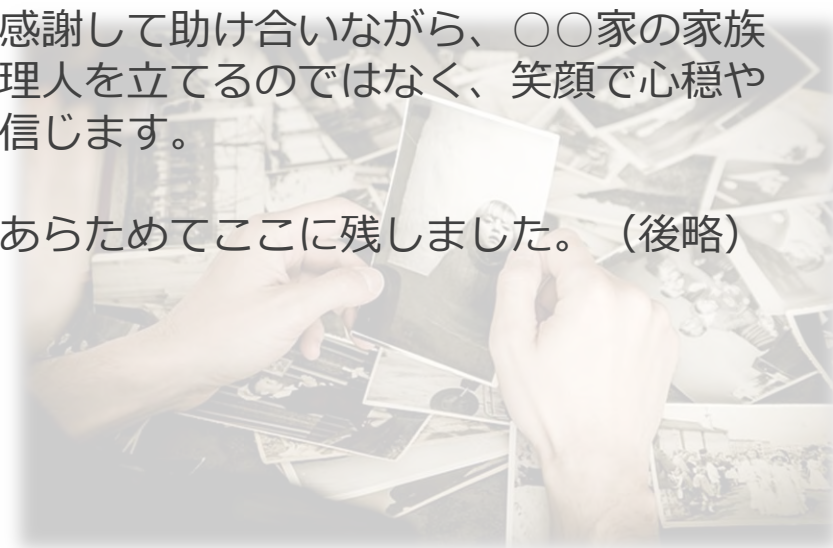
付言事項の作成例（70代女性）

私の真意を伝えることができれば、互いの感謝や敬愛の情を確認し合うことができ、家族のきずなも含められ、〇〇と〇〇の長い将来への夢や希望につながるはずと願ってこの遺言を作成いたします。（中略）

亡き夫に支えられ、二人の自慢の子どもに恵まれて過ごせたことは最高の幸せだったと感謝しております。（中略）

私亡きあとは、きょうだい二人になりますので、互いに感謝して助け合いながら、〇〇家の家族として誇りを持って生きて欲しいと思います。何事も代理人を立てるのではなく、笑顔で心穏やかに話し合い、理解し合っていくことが二人の幸せだと信じます。

それが私の切なる願いであり、気がかりなことなので、あらためてここに残しました。（後略）





付言事項の作成例（80代男性）

私の遺す財産は、戦後の混乱期を経て今日に至るまで、私と亡き妻が力を合わせて誰の力を借りることなくつくってきたものです。

また、借金も残していません。

今、この財産が親愛する二人の息子に引き継がれ、それぞれの生活に役立つことに満足しています。

ついては、二人の息子に対し、私の財産の相続があくまで円満に、かつ多少の感謝の念をもって行われることを切に願っています。





遺言を作るために知っておきたいポイント

- ✓ 相続で農地を取得し、農業を継続する場合は納税猶予や免除の特典を受けられる。
- ✓ 土地や建物を売却して納税する場合、譲渡所得税が軽減される特例がある。
- ✓ ある相続人が他の相続人の分も納税すると、贈与税がかかることがある。
- ✓ 申告期限までに現金で納付できない場合は、分割して年賦で払う「延納」制度がある。
- ✓ 延納する場合は利子税がかかるため、返済額の捻出は慎重に検討すべきである。
- ✓ 現金で納付できない場合は、有価証券や土地などで納税する方法が認められている。
- ✓ 利子税や延滞税を物納することは認められていない。
- ✓ 更正の請求で申告を訂正すると、払いすぎた税金を還付してもらうことができる。
- ✓ 相続税申告後、1～2年の間に税務調査が行なわれることがある。
- ✓ 税務調査では、相続人の財産だけでなく、家族名義の預金なども調べられる。
- ✓ 税務調査のためにも相続税に強い税理士に依頼しておくのがベスト。



会社概要

社名	株式会社夢相続
所在地	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-8-17 新槇町ビル5階 TEL : 0120-333-834 / FAX : 03-5255-8388
設立	平成13年12月20日
資本金	7,000万円
事業内容	相続コーディネート業 資産に関する提案業 不動産コンサルタント業 不動産投資顧問業 土地有効利用に関する企画・調査・立案業 不動産の売買・賃貸・仲介 不動産の管理業 損害保険・生命保険の代理店業
役員	名誉会長 松井俊夫 代表取締役 曾根恵子 専務取締役 水口日慈
社員数	14名
取引銀行	みずほ銀行、三井住友銀行